

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 30 日（金）第3403号の 9



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

訓 令

- 鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令（※）
（健康増進課取扱い） 1

告 示

- 駐在機関の設置の一部改正（※）（2件）
（健康増進課取扱い） 1
- 毒物劇物取扱者試験委員設置規程の一部を改正する規程（※）
（薬務課取扱い） 2

訓 令

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程（平成26年鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1保健福祉対策部の項を次のように改める。

くらし保健福祉対策部	くらし保健福祉部長
------------	-----------

附 則

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第439号

平成13年 3 月 30 日鹿児島県告示第575号（駐在機関の設置）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 1 日から施行する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

表中「保健福祉部健康増進課鹿屋市駐在機関」を「くらし保健福祉部健康増進課鹿屋市駐在機関」に改める。

鹿児島県告示第440号

平成23年 8 月 30 日鹿児島県告示第868号（駐在機関の設置）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 1 日から施行する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

表中「保健福祉部健康増進課鹿児島市駐在機関」を「くらし保健福祉部健康増進課鹿児島市駐在機関」に改める。

鹿児島県告示第441号

毒物劇物取扱者試験委員設置規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

毒物劇物取扱者試験委員設置規程の一部を改正する規程

毒物劇物取扱者試験委員設置規程（昭和24年鹿児島県告示第99号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「保健福祉部長」を「くらし保健福祉部長」に改める。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。